

茨城県報

第5944号

昭和46年9月2日

木曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

規 則 (教 育 委 員 会)

	ページ
●茨城県公立高等学校通学区域に関する規則等の一部改正	1
告 示	
●青少年に有害な興行(県民室)	2
●保険医の登録(保険課)	3
●茨城県簡易水道等施設費補助金交付要項の一部改正(環境衛生課)	3
●技能検定手数料の一部改正(職業訓練課)	4
●昭和46年度興農資金融資要綱の一部改正(畜産課)	7
●土地改良事業の認可(2地区)(農地管理課)	7
●共同施行奥野谷浜地区土地改良事業の認可(")	8
●大和村宮宮地区土地改良事業の認可(")	8
●三ツ家地区土地改良事業の縦覧(")	8
●那珂郡玉川村土地改良区の解散(")	8
●道路の区域変更(道路維持課)	9
●道路の供用開始(")	9
●道路の供用の廃止(")	10
●公有水面埋立て工事のしゅん功期間の伸長の許可(河川課)	10
●会瀬漁港区域内の公有水面埋立て工事のしゅん工期間の延長の許可(港湾課)	10
●道路位置の指定(建築住宅課)	11
●大山沼土地改良区役員の退任(境土地改良事務所)	11
公 告	
●宅地建物取引業者の免許事項変更(建築住宅課)	12
正 誤	
●昭和46年8月2日付茨城県報第5935号及び昭和46年8月12日付茨城県報第5938号中	12

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第14号

茨城県公立高等学校通学区域に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和46年9月2日

茨城県教育委員会委員長 須 藤 敬

茨城県公立高等学校通学区域に関する規則等の一部を
改正する規則

(茨城県公立高等学校通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 茨城県公立高等学校通学区域に関する規則(昭和24年茨城県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

- 3 第2条第1項ただし書及び付則第2項の規定にかかわらず、当分の間通学区外から公立高等学校の第1学年に入学できる生徒数は、全日制の課程の普通科に限つて、石下町立石下高等学校については、その募集人員の100分の50に相当する人員以内の人員、茨城県立太田第一高等学校、茨城県立太田第二高等学校及び茨城県立大宮高等学校については、その募集人員の100分の30に相当する人員以内の人員、その他の公立高等学校については、その募集人員の100分の20に相当する人員以内の人員とする。

(茨城県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 茨城県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則(昭和42年茨城県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

付則中第2項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年度以降、茨城県公立高等学校に入学しようとする者について適用する。

告 示

茨城県告示第887号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	種 類	題 名	製 作 社 名	配 給 社 名
203	映 画	あんま行状記 性と死の谷間	東 俳 映 画 社	同 左
204	〃	女体テクニク全集	伊・エリカ・シ ネマトグラフィカ	松 竹 映 配
205	〃	につぼんボルノ物語 津 軽 嫁 つ こ	J ・ A ・ A	国 映
206	〃	女 体 公 害	大 蔵 映 画	同 左
207	〃	女子学生の交歓	J ・ A ・ A	ミリオン・フイ ルム
208	〃	抜き身の拳銃 欲望に狂う奴ら	大 川 プ ロ	六 邦 映 画
209	〃	女 は つ ら い ワ	〃	〃
210	〃	性の炎情(処女開花改題)	ワールド 映 画	同 左

211	映 画	ブルー・セックス大全集 デンマーク篇 ポルノ百態 西ドイツ篇 愛技と獣性 PORNOGRAPHY IN DENMARK & FORBIDDEN SEXUALITY	デンマーク・ カート・バルム	ニッパ・シネマ ・コーポレーシ ョン	
212	"	ポルノの女 女学生セックス百態	大 蔵 映 画	同	左
213	"	主婦のための 寝 教 育	わたなべぶろ	大 東 映 画	
214	"	禁じられた愛撫	プ ロ 鷹	同	左
215	"	性のつまみぐい	青 年 群 像	"	
216	"	女 の 時 間	N C C	"	
217	"	変 態 魔 の 行 状	日 本 シ ネ マ	"	
218	"	悶 える 性 本 能	東 京 興 映	"	
219	"	抜 群 の 味	関東ムービー配給社	"	
220	"	欲 望 の 密 室 ALL TOGETHER NOW	米キヤノン・リ リージング	N. C. C	
221	"	セックス・セールス	関東ムービー配給社	同	左

茨城県告示第888号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第9条に基づき、保険医の登録に関し次の事項を告示する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

氏 名	登録記号番号	登録年月日
関 進	茨 医 2859	46. 8. 1
船 橋 退 蔵	" 2860	"
奥 田 典	" 2861	"
秋 葉 敏 子	" 2863	"
高 橋 和 子	" 2864	"
高 橋 礼 子	" 2865	"

茨城県告示第889号

茨城県簡易水道等施設費補助金交付要項（昭和35年茨城県告示第887号）の一部を次のように改正する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第4条第1項を次のように改める。

（補助交付基準）

第4条 知事は、前条に該当するものについては、その新設または拡張に要する次の各号に掲げる

施設の設置または拡張及び用地の取得等に要する経費の合計額につき100分の18.5以内及び3分の1以内(国庫補助金が付かなかつたものに限る。)を補助するものとする。

- (1) 井戸, 集水埋きよ, 取水ポンプ等の水源施設
- (2) 導水管, 送水管等の送水施設
- (3) 沈でん池, ろ過池, 浄水池, 滅菌装置等の浄水施設
- (4) 配水池, 配水管等の配水施設
- (5) 前各号に掲げる施設に必要な最小限度の用地

付 則

この改正規定は, 昭和46年度の簡易水道事業から適用する。

茨城県告示第890号

昭和44年11月1日茨城県告示第1313号で告示した技能検定の手数料の一部を次のように改正する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

技能検定試験手数料(2)実技試験の表中

職 種		金 額
自由鍛造	铸铁铸件铸造	3,500円
銅合金铸件铸造	铸钢铸件铸造	
製 かん 罐	轻合金铸件铸造	
給排水衛生設備配管	電気めつき	
回転電機組立て	鉄 工	
開閉制御器具組立て	時計修理	
オフセット印刷	回転電機巻線	
車両内部ぎ装	配電盤組立て	
銅 工	凸版印刷	
変圧器組立て	化学分析	
絹人絹ジャカード編機調整	広告美術仕上げ	
築 炉	造船 ぎよう 鉄	
プロセス製版修整	更生タイヤ製造	
合成樹脂製品射出成形	丸編み機調整	
プロセス製版校正	写真凸版製版	
	プロセス製版焼付け	
	鉄筋施工	
	光学ガラス研磨	
	絹人絹ドビー編機調整	
	くつした編機調整	
	プロセス製版写真撮影	
	合成樹脂製品圧縮成形	
	金属プレス加工	

を

職	種	手 数 料
自 由 鍛 造	鑄 鉄 鑄 物 鑄 造	鑄 鋼 鑄 物 鑄 造
銅 合 金 鑄 物 鑄 造	軽 合 金 鑄 物 鑄 造	鉄 鋼 熱 処 理
製 かん 罐	電 気 め つ き	空 気 調 和 設 備 配 管
給排水衛生設備配管	鉄 工	時 計 修 理
回 転 電 機 組 立 て	回 転 電 機 巻 線	配 電 盤 組 立 て
開閉制御器具組立て	化 学 分 析	凸 版 印 刷
オフセット印刷	広 告 美 術 仕 上 げ	車 両 機 器 ぎ 装
車 両 内 部 ぎ 装	車 両 配 管 ぎ 装	車 両 電 気 ぎ 装
銅 工	造 船 ぎよう 撓 鉄	光 学 ガ ラ ス 研 磨
変 圧 器 組 立 て	更 生 タ イ ヤ 製 造	絹 人 絹 ド ビ ー 編 機 調 整
絹 人 絹 ジ ャ カ ー ド	丸 編 み 機 調 整	く つ し た 編 機 調 整
編 機 調 整	写 真 凸 版 製 版	プ ロ セ ス 製 版 写 真 撮 影
築 炉	プ ロ セ ス 製 版 焼 付 け	合 成 樹 脂 製 品 圧 縮 成 形
プ ロ セ ス 製 版 修 整	鉄 筋 組 立 て	金 属 プ レ ス 加 工
合 成 樹 脂 製 品 射 出 成 形	鋳 鉄 溶 解	ア ル ミ ニ ウ ム 陽 極 酸 化 処 理
プ ロ セ ス 製 版 校 正	タ オ ル ド ビ ー 織 機 調 整	タ オ ル ジ ャ カ ー ド 織 機 調 整
縫 製 機 械 整 備		
ガ ラ ス 施 工	熱 絶 縁 施 工	
		3,500円

に、

職	種	手 数 料
機 械 検 査	洋 服 仕 立 て	洋 裁
畳 製 作	ブ ロ ッ ク 建 築	と び
左 官	指 物 製 作	い す 木 地 製 作
建 具 製 作	木 型 製 作	活 版 文 選
活 版 植 字	木 工 塗 装	建 築 塗 装
金 属 塗 装	表 具	タ イ ル 張 り
い す 張 り	横 編 み メ リ ヤ ス 製 造	横 編 み メ リ ヤ ス 縫 製
丸 編 み メ リ ヤ ス 縫 製	た て 編 み メ リ ヤ ス 縫 製	和 裁
印 章 彫 刻		
		3,000円

を

職	種	手 数 料
機 械 検 査	洋 服 仕 立 て	3,000円
晝 製 作	ブ ロ ッ ク 建 築	
左 官	指 物 製 作	
建 具 製 作	木 型 製 作	
活 版 植 字	木 工 塗 装	
金 属 塗 装	表 具	
い す 張 り	横編みメリヤス製造	
丸編みメリヤス縫製	たて編みメリヤス縫製	
印 章 彫 刻	中 衣 縫 製	
機 械 木 工	噴 霧 塗 装	
	洋 裁 と び い す 木 地 製 作 活 版 文 選 建 築 塗 装 タ イ ル 張 り 横編みメリヤス縫製 和 裁 寝 具 製 作	

に、

職	種	手 数 料
普 通 旋 盤 加 工	フ ラ イ ス 盤 加 工	2,500円
ボ ー ル 盤 加 工	タ レ ッ ト 旋 盤 加 工	
治 工 具 仕 上 げ	金 型 仕 上 げ	
建 築 板 金	工 場 板 金	
	形 削 り 盤 加 工 平 面 研 削 盤 加 工 機 械 組 立 て 仕 上 げ 建 築 大 工	

を

職	種	手 数 料
普 通 旋 盤 加 工	フ ラ イ ス 盤 加 工	2,500円
ボ ー ル 盤 加 工	タ レ ッ ト 旋 盤 加 工	
治 工 具 仕 上 げ	金 型 仕 上 げ	
建 築 板 金	工 場 板 金	
横 中 ぐ り 盤 加 工	円 筒 研 削 盤 加 工	
	形 削 り 盤 加 工 平 面 研 削 盤 加 工 機 械 組 立 て 仕 上 げ 建 築 大 工 精 密 器 具 製 作	

に、

職	種	手 数 料
機 械 製 図	構 造 物 現 図 製 作	2,000円
	車 両 現 図 製 作	

を

職	種	手 数 料
機 械 製 図 建 築 製 図	構 造 物 現 図 製 作 車 両 現 図 製 作	2,000円

に改める。

茨城県告示第891号

昭和46年度興農資金融資要綱（昭和46年茨城県告示第356号）の一部を次のように改正し、昭和46年4月1日から適用する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第3中第7項の次に次の1項を加える。

8 国産種鶏増殖センター運営合理化促進資金

県信連が社団法人国産種鶏茨城増殖センターの事業運営資金として貸し付けるのに必要な資金

別表中

加工原料乳不足払資金	4,500	〃	〃	県 酪 連	〃	を
加工原料乳不足払資金	4,500	〃	〃	県 酪 連	〃	に
国産種鶏増殖センター 運営合理化促進資金	40,000	〃	〃	県 信 連	〃	

改める。

茨城県告示第892号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第6項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したので、同法第48条第8項の規定により公告する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土 地 改 良 区	実 施 地 区	申 請 年 月 日	認 可 年 月 日
二本紀土地改良区	二 本 紀 地 区	昭和46年4月1日	昭和46年8月23日
小野川沿岸土地改良区	下 根 本 地 区	昭和46年4月16日	昭和46年8月25日

茨城県告示第893号

昭和46年6月1日付で鹿島郡神栖町大字奥野谷6056番地山本英夫ほか161名から認可申請のあつた奥野谷浜地区土地改良事業については、土地改良法第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和46年8月25日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第894号

昭和45年12月22日付で大和村長千勝堅から認可申請のあつた宮地区土地改良事業を昭和46年8月25日付で土地改良法第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したので同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第895号

豊田新利根土地改良区が行なおうとする三ツ家地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

豊田新利根土地改良区定款の写し

三ツ家地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和46年9月9日から昭和46年9月29日まで

3 縦 覧 の 場 所

新利根村役場

茨城県告示第896号

那珂郡大宮町大字東野、那珂郡玉川村土地改良区は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第2号の規定により解散したので同条第3項の規定により公告する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第897号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和46年9月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 富谷稲田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字富谷 県道岩瀬益子線交点から 笠間市稲田町 一般国道51号線交点まで	旧	メートル 最大 9.7 最小 4.2	メートル 12,046.4	
西茨城郡岩瀬町大字富谷字馬場 463県道岩瀬益子線交点から 笠間市稲田町 一般国道51号線交点まで	新	最大 20.0 最小 6.0	12,211.4	

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 岩瀬益子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字富谷字六反 1200番から	旧	メートル 最大 20.0 最小 3.0	メートル 1,404.0	
西茨城郡岩瀬町大字久原字松原 496—4番まで	新	最大 21.0 最小 8.0	1,300.0	

茨城県告示第898号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和46年9月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 富谷稲田線

- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩瀬町大字富谷字馬場463番から
西茨城郡岩瀬町大字富谷字息栖1197—1番まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年9月2日

- 1 路 線 名 県道 岩瀬益子線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩瀬町大字富谷字六反1200番から
西茨城郡岩瀬町大字久原字松原496—4番まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年9月2日

茨城県告示第899号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように廃止する。
その関係図面は、昭和46年9月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 岩瀬益子線
- 2 供用廃止の区間 西茨城郡岩瀬町大字富谷字馬場463番から
西茨城郡岩瀬町大字久原字山口535番まで
- 3 供用廃止の期日 昭和46年9月2日

茨城県告示第900号

昭和45年5月14日茨城県告示第670号で告示した公有水面埋立法第2条の規定に基づく公有水面
埋立ての免許については、しゅん功期日を昭和46年10月25日とすることを許可した。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第901号

昭和43年9月12日港指令第11号、昭和44年11月28日港指令第9号をもつて免許した会瀬漁港区域
内の公有水面埋立てについては、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条第2項により次の
とおりしゅん工期間の延長を許可した。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
日立市助川町1丁目1番1号
日立市長 万 田 五 郎
- 2 埋立て免許した公有水面

日立市会瀬町地先 会瀬漁港区域内

3 埋立ての面積

35,341.1平方メートル

4 埋立ての目的

漁業施設用地及び海浜公園の用地造成

5 延長したしゅん工期間

昭和47年3月31日

6 期間延長の許可年月日

昭和46年8月19日(港指令第14号)

茨城県告示第902号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	46. 9. 2	下館市大字小川字柏畑1459—37	4.00	31.50
2	〃	猿島郡境町字清水台119—15, —16	4.00	24.44
3	〃	結城市大字結城字房山8637—7	4.00 4.70	132.35 5.37
4	〃	土浦市大字中字棚番外24—453	4.00	31.75
5	〃	勝田市大字田彦字後原1353, 1354—5	4.00	34.75

茨城県告示第903号

猿島郡総和町大字前林 320 に事務所を置く大山沼土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和46年9月2日

茨城県境土地改良事務所長 安 達 敏 三

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
茨城県古河市茶屋新田406	理 事	青 木 忠 吉	

公 告

●宅地建物取引業者の免許事項変更

宅地建物取引業法第8条の規定による業者免許事項を次のとおり変更した。

昭和46年9月2日

茨城県知事 岩 上 二 郎

免許番号	免 年 月 日	商号又は名称	免 許 事 項 の 変 更
(1) 304	45. 6. 1	財団法人 土浦市開発公社	○役員の変更 新 理事 池田多喜司, 西海雲郎, 島田和夫 旧 理事 菊田正夫
(2) 331	45. 10. 26	財団法人 竜ヶ崎市開発公社	○役員の変更 新 理事 飯田仁, 川村恵男, 清水勝三, 増川武儀, 諸岡弘, 石引平 旧 理事 宮本朝之助, 野口近吉, 山崎菊治, 桜井博
(2) 132	44. 3. 24	東 栄 不 動 産	○取引主任者の変更 新 富上六右衛門 旧 山本正隆
(1) 191	44. 9. 25	(有)共同測量社	○役員の変更 新 塙一郎, 原田紀道 旧 萩原巖
(1) 417	46. 2. 12	和田林産不動産 部	○主たる事務所所在地の変更 新 日立市多賀町4-11-19 旧 日立市東河内町1788
(2) 174	44. 7. 20	常陽興産(株)	○主たる事務所所在地の変更 新 土浦市下高津町1258 旧 土浦市千束町1281
(2) 173	44. 7. 20	興和土地(株)	○主たる事務所所在地の変更 新 水戸市三の丸1-5-15 旧 水戸市宮町2-5

正 誤

昭和46年8月2日付茨城県報第5935号及び昭和46年8月12日付茨城県報第5938号中、下記のとおり誤りがあったので訂正する。

記

発行月日	県 報 番 号	ページ	行	正	誤
8月2日	5935	4	10	字ニツ家	字ニツ塚
		〃	19	字一ツ橋上	西字一ツ橋上
8月12日	5938	8	2	字沓掛下	字沓掛

★ 県政の総覧 (県民の六法) ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和46年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
休日の場合は繰り下ぐ 金 3 0 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所